

事務連絡

令和7年8月13日

各都道府県こども政策主管部局 御中

こども家庭庁成育局安全対策課

プール活動・水遊びにおけるこどもの事故防止について

平素からこどもの事故防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

令和7年7月28日、東京都内に所在するスポーツクラブのプールで行われた放課後児童クラブの活動で、児童1名が死亡する事案が発生しました。

この事案を受け、各自治体の放課後児童健全育成事業担当部(局)に対しては、別添「事件・事故情報の共有・注意喚起について(放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について)」(令和7年7月31日付け事務連絡)を发出しているところです。

しかしながら、プール活動・水遊び中の事故は様々な場面で起こり得ます。

教育・保育施設等のもとより、スポーツクラブや公園等のこどもが利用するプールを管理する施設・事業所においても、こどもの事故防止のための取組が一層推進されるよう、本事務連絡を関係部局や管内市区町村へ幅広く展開いただきますようお願いいたします。

なお、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」では、プール活動・水遊びの際に注意すべきポイントを以下のとおり示しております。

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 定期的に視線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

そのほか、プール活動・水遊び中の事故を防止するため施設管理者等が注意すべきポイント等をまとめた啓発資料等を以下に示しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

【啓発資料等】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- 「プール活動・水遊び監視のポイント」消費者安全調査委員会
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf

- 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」消費者安全調査委員会
～園長用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
～監視を担当する職員・スタッフ用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf

- 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
公益財団法人 日本ライフセービング協会
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
<事前学習> 監視の基本編
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html>

- 「水の危険は近くにありますが、みんなで危険回避！」こども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/dekisui>

【問合せ先】

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

TEL : 03-6858-0183

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局安全対策課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について)

この度、東京都小金井市に所在するプールにて行われた放課後児童クラブの活動において、児童1名が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。下記のとおり、事件・事故情報を共有します。

放課後児童クラブにおいては、令和5年度にもプールにおいて死亡事故が発生しており、累次にわたり実施上の留意点等を周知してきたところですが、再発を防ぐため、改めて以下の留意事項を踏まえ、各放課後児童クラブの安全対策を確認することや、監視体制等が整わない場合は必要に応じて活動を中止する等の対応についてよろしくお取り計らい願います。

発生日時	令和7年7月28日 午前10時半頃
被害状況	児童(6歳)1名 死亡
事件・事故の概要	放課後児童クラブの活動中、スポーツクラブの室内プールで意識不明の重体で発見され、病院へ搬送されたが死亡したもの
再発防止のための	○令和7年7月2日付事務連絡「放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について」を踏まえ、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」(令和7年

留意事項	<p>1月22日付こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知)を参照の上、事故やケガの防止等、児童の安全対策の徹底に対応すること。</p> <p>○児童の安全を守るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)において、<u>基準に基づいた安全計画や付随するマニュアル等の策定、適宜見直しを行うことについて周知していることから、その策定状況等を把握すること。</u></p> <p>○特に、プール活動や水遊びについては、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(令和7年6月3日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡)を踏まえ、<u>監視体制や職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応といったマニュアル等の作成を行い、全職員に周知し、理解させること。</u></p>
参考資料	<p>○令和7年7月2日付事務連絡 「放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について」</p> <p>○令和7年6月3日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡 「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」</p> <p>○令和7年1月22日付こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知 「放課後児童クラブ運営指針」</p> <p>○令和7年3月28日付こ成環第89号こども家庭庁成育局成育環境課長通知 「放課後児童クラブ運営指針解説書」</p> <p>○平成26年厚生労働省令第63号 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」</p>

なお、引き続き、各自治体においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日 こ成安第44号、6教参学第51号)を参照の上、事故報告等を速やかに実施していただくよう、お願いします。

照会先

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL: 03-6861-0303

E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp